

展示用住宅（モデルハウス）の取扱い

【取扱い・運用】

展示用住宅（モデルハウス）の取扱いについては、以下のとおりとする。

- (1) 主要用途は「展示用住宅（モデルハウス）」とする。用途区分コードについては、08560（展示場）とする。
- (2) 法別表第1（い）欄に規定する特殊建築物とは取扱わない。
- (3) 法第2章の規定の適用については、事務所として取扱う。
- (4) 法第3章の規定の適用については、展示場として取扱う。

※展示用住宅（モデルハウス）とは、住宅の見本として造られた建築物をいい、住宅として分譲されるものは該当しない。

【適用について】

本取扱いは令和3年7月1日より適用する。